

内閣府令の改正に伴う「広告等に関するガイドライン」の一部改正について

2025 年 10 月 24 日

一般社団法人 日本 STO 協会

I. 改正の趣旨

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号）の施行にあたり、関係政令・内閣府令の改正が行われ、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下「金商業等府令」という。）が令和 6 年 1 月 1 日及び令和 7 年 4 月 1 日付で施行されたところである。

これを受け、「広告等に関するガイドライン」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

「広告等に関するガイドライン」の一部改正

1. 金商業等府令の改正により契約締結前交付書面が契約締結前の情報に改正されたことを受け、広告類似行為から除外されるノベルティ・グッズに記載される事項の内容を一部改正する。 (I2(2)②ハ(ニ))
2. クーリング・オフの説明に引用している「金融商品取引業等に関する内閣府令」において項ずれが起こったことから、引用条文の改正を行う。 (I3(2)③チ(ロ))

III. 施行の時期

この改正は、2025 年 10 月 24 日から施行する。

以 上

「広告等に関するガイドライン」の一部改正について

2025年10月24日

(下線部分変更)

改 正 後	改 正 前
I 広告等について 2. 広告等規制の対象となる広告等の範囲 (1) (現行どおり) (2) 広告類似行為の範囲 ① (現行どおり) ② 次のものは広告類似行為から除外される(金商業等府令第72条各号)。 イ・ロ (現行どおり) ハ. 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(いわゆる「ノベルティ・グッズ」。(ロ)から(ニ)までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。) (イ)～(ハ) (現行どおり) (ニ) <u>金商業等府令第79条第1項又は第6項第3号に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨</u> (削 る) (削 る)	I 広告等について 2. 広告等規制の対象となる広告等の範囲 (1) (省 略) (2) 広告類似行為の範囲 ① (省 略) ② 次のものは広告類似行為から除外される(金商業等府令第72条各号)。 イ・ロ (省 略) ハ. 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(いわゆる「ノベルティ・グッズ」。(ロ)から(ニ)までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。) (イ)～(ハ) (省 略) (ニ) <u>次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨</u> (a) 金商法第37条の3第1項に規定する書面 (b) 金商業等府令第80条第1

	項第 3 号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)
(削 除)	(c) 金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号ロに規定する契約変更書面
(3) (現行どおり)	(3) (省 略)
3. 法令等により記載が義務付けられる事項及び留意事項	3. 法令等により記載が義務付けられる事項及び留意事項
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 虚偽・誇大広告防止に係る留意事項	(2) 虚偽・誇大広告防止に係る留意事項
①～③ (現行どおり)	①～③ (省 略)
④ その他の留意事項	④ その他の留意事項
イ.～ト. (現行どおり)	イ.～ト. (省 略)
チ. 中途解約等	チ. 中途解約等
(イ) (現行どおり)	(イ) (省 略)
(ロ) 電子申込型電子募集取扱業務等(金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項柱書に規定するものをいう。)により取得勧誘を行う電子記録移転権利等は、中途解約の可否とともに、クーリング・オフ(金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号に定める申込みの撤回又は契約の解除をいう。)について表示すること。	(ロ) 電子申込型電子募集取扱業務等(金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項柱書に規定するものをいう。)により取得勧誘を行う電子記録移転権利等は、中途解約の可否とともに、クーリング・オフ(金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 6 号に定める申込みの撤回又は契約の解除をいう。)について表示すること。
(ハ) (現行どおり)	(ハ) (省 略)
(3)～(6) (現行どおり)	(3)～(6) (省 略)
付 則	

この改正は、2025 年 10 月 24 日から施行する。	
-------------------------------	--